

平成28年（ネ）第2704号 放送受信料請求控訴事件

控訴人 宮内正巖

被控訴人 日本放送協会

控訴理由書

平成28年11月28日

大阪高等裁判所第2民事部6係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 阪 口 徳 雄



同 佐 藤 真 理



同 白 井 啓 太 郎



同 安 藤 昌 司



同 辰 巳 創 史



同 星 雄 介



原判決は、以下の理由により取消されるべきである。

弁済の抗弁

原判決は、控訴人と被控訴人は、平成21年3月15日、放送受信契約

を締結したところ、被控訴人は平成24年12月1日以降の放送受信料を支払っていないとして、被控訴人の請求を認容する判決をした。

しかし、控訴人は、原判決言渡後の平成28年10月4日、原判決にかかる放送受信料4万3980円及び遅延損害金4398円の合計4万8378円を被控訴人に支払い、被控訴人はこれを受領した。

以上より、被控訴人の放送受信料請求権は消滅したので、原判決を取消し、被控訴人の請求を棄却すべきである。

以上